

# YAPLE ソーシング 利用規約

# 目次

◆◆ 第1章 はじめに ◆◆ .....	4
第1条 定義 .....	4
第2条 本規約の範囲・改訂 .....	6
◆◆ 第2章 本サービスの利用 ◆◆ .....	6
第1条 本サービスの役割と取引の責任について .....	6
第2条 本サービスの利用について .....	7
第3条 本サービス水準等の非保証等 .....	7
第4条 本サービスの利用料に関する事項 .....	8
◆◆ 第3章 会員間取引・法律関連 ◆◆ .....	12
第1条 会員間取引の原則 .....	12
第2条 コンペ方式の会員間取引 .....	12
第3条 プロジェクト方式の会員間取引 .....	13
第4条 指名制作方式の会員間取引 .....	14
第5条 ライブ方式の会員間取引 .....	14
第6条 指名ライブ方式の会員間取引 .....	15
第7条 保証金に対する特則 .....	15
第8条 成果物に対する著作権の取扱 .....	16
◆◆ 第4章 ユーザの責任 ◆◆ .....	16
第1条 原則 .....	16
◆◆ 第5章 運営・免責 ◆◆ .....	16
第1条 本サービスの変更・中断・中止・廃止 .....	16

第2条	業務委託に関する法令の遵守	17
第3条	本サービス上の知的財産権	17
第4条	免責事項	17
第5条	著作権侵害の場合の取扱	18
◆◆	<b>第6章 個人情報の保護</b> ◆◆	<b>18</b>
第1条	個人情報の収集目的	19
◆◆	<b>第7章 その他</b> ◆◆	<b>19</b>
第1条	通知又は連絡	19
第2条	準拠法・管轄裁判所	19

## 利用規約

本規約は、YAPLE 株式会社（以下「弊社」といいます。）が提供する、個人間や個人と法人間で仕事が直接取引できるクラウドソーシングサービス「YAPLE®（ヤプル）ソーシング」（以下「本サービス」といいます。YAPLE は、YAPLE 株式会社の登録商標です。）を利用する個人及び法人（以下「ユーザ」といいます。）と本サービスを利用するために会員登録を行った個人及び法人（以下「会員」といいます。）との利用条件を定めるものとします。また、本規約は本サービスの利用に関して生ずるすべての関係に適用されるものとし、会員及びユーザは、本規約を熟読し、本規約の内容を十分に理解した上でこれを承諾して、本サービスを利用するものとします。

## ◆◆ 第1章 はじめに ◆◆

### 第1条 定義

- 1 『本プラットフォーム』 YAPLE プラットフォーム全体のことをいいます。
- 2 『本サービス』 YAPLE プラットフォームのクラウドソーシングサービスの総称のことをいいます。
- 3 『会員』 本プラットフォームの会員規約及び本規約を承諾し、本サービスを利用するために所定の入会登録を行い、弊社がその入会登録を承認した個人及び法人をさします。
- 4 『ユーザ』 会員・会員登録申し込み者・本サービス閲覧者などの個人または法人で、本サイト閲覧者も含まれます。
- 5 『アーティスト』 本サービスにおいて、仕事に対して提案・実演を行う会員をさします。
- 6 『クライアント』 本サービスにおいて、仕事を依頼し登録する会員をさします。
- 7 『会員連絡先情報』 会員の住所（法人の場合所在地）、氏名若しくは商号、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）、又は連絡担当者の情報をさします。
- 8 『個人情報』 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報をいいます。（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの）
- 9 『本人認証サービス』 本サービス上での信頼性向上を目的に、住所確認を希望する会員に対して、専用の Web ページから本サービスへアップロードする手段で、「運転免許証」「健康保険証」「パスポート」等を用いて本サービス内の登録情報に合致するかの本人認証を行う機能をいいます。
- 10 『認定アーティスト』 弊社の判断により、一定水準の実績を有すると本サービスにおいて認定されたアーティストをさします。
- 11 『認定アーティスト検索』 認定アーティストのみを検索表示できる機能をいいます。
- 12 『コンペ方式』 本サービスにおいて、クライアントの仕事依頼に対してアーティストが無報酬で直接仕事提案を出して、クライアントが選んだ提案を行ったアーティスト1人に若しくは複数人に報酬を支払う機能をいいます。
- 13 『プロジェクト方式』 本サービスにおいて、クライアントの仕事依頼に対してアーティストが無報酬で直接仕事提案を出して、クライアントが選んだ提案を行ったアーティスト1人に報酬を支払う機能をいいます。
- 14 『指名制作方式』 本サービスにおいて、クライアントから直接アーティストを指名して仕事依頼を行い、アーティストがこれに承諾し案件を行い、アーティスト1人に報酬を支払う機能をいいます。
- 15 『ライブ方式』 本サービスにおいて、クライアントが作成した実演依頼に対し、アーティストが応募をして、クライアントが選んだアーティスト

トに実演を行ってもらうことで、報酬を支払う機能をいいます。

- 16 『指名ライブ方式』 本サービスにおいて、クライアントが作成した実演依頼に対しアーティストを指名し、アーティストは承諾をして実演を行うことで、報酬を支払う機能をいいます。
- 17 『会員間取引』 コンペ・プロジェクト・指名制作・ライブ・指名ライブの方式の如何にかかわらず、本サービスを利用して会員間において成立した契約に従ってなされる取引のことをいいます。
- 18 『完了報告』 ライブ・指名ライブ方式において、クライアント及びアーティストが実演を終えたことを報告することをいいます。
- 19 『当選確定』 コンペ方式において、クライアントがアーティスト提案から1若しくは複数の所望のものを選択する手続をなし、当選が確定することをいいます。
- 20 『当選通知』 コンペ方式・プロジェクト方式において、クライアントがアーティスト提案を当選確定させた後、本サービスから通知で知らせることをいいます。
- 21 『承諾通知』 指名制作・ライブ方式・指名ライブ方式において、アーティストがクライアントからの打診に応じて依頼を承諾した後、本サービスから通知で知らせることをいいます。
- 22 『週』 月曜日から始まり日曜日において終了する連続した7日間をいいます。
- 23 『検収』 クライアントがアーティストからの納品物を確認後、支払いを確定させることをいいます。
- 24 『チャージ』 ユーザが弊社に対し無利息で預託し、仮入金の支払いやキャンセル保証金支払い、報酬の受取り、キャンセル時の振替先として使用する預託金のことをいいます。なお本預託金は個別返金・退会で払い戻されます。
- 25 『仮入金』 弊社が、本規約に従ってクライアントの契約に基づき、クライアントがアーティストに支払うべき報酬その他金員をチャージから、アーティストの委託に基づき収納代行し、アーティストに支払うサービスをさします。
- 26 『参加報酬』 本サービスにおいて、クライアントがコンペ方式の自身の仕事依頼に提案をしたアーティストの中から、クライアントが事前に定めた件数のアーティストを選定し、当選有無に関係なく、所定の報酬とは別に、依頼への参加に対する報酬を支払う機能をいいます。
- 27 『確定判決』 確定判決、又は訴訟上の認諾調書、仲裁判断、訴訟上の和解調書、調停調書、若しくはその他確定判決と同一の効力を有するもの
- 28 『反社会的勢力』 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団並びにその関係団体等をいいます。
- 29 『ステルスマーケティング等』 商品・サービスを提供する事業者が顧客を誘因する手段として、消費者に宣伝と気付かれずに行う宣伝行為、又は、その幫助をする行為をいいます。
- 30 『秘密情報』 会員がサービスを通じて他の会員から得た、技術、開発、製品、営業、計画、ノウハウなどに関する一切の情報のことをいいます。
- 31 『開示者』 本サービスを通じて、他の会員に自ら権限を有する秘密情報を提供した会員をいいます。なお、開示者から秘密情報の開示を受けた

会員については「被開示者」といいます。

32 『メッセージ』 本サービスを通じて、他の会員と連絡を取り合う手段として提供する機能をいいます。

## 第2条 本規約の範囲・改訂

- 1 本規約は、弊社が提供する本サービスを利用するユーザとの関係を定めるものとします。また、本規約は本サービスの利用に関して生ずる、アーティストとクライアント間、会員間等、すべての法律関係に適用されるものとします。また、弊社は、ユーザへの了解を得ることなく本規約を変更できるものとします。規約の変更・追加によりユーザに生じた一切の損害について、直接損害か間接損害か、予見できたか否かを問わず、一切の責任を負いません。変更後の規約は本サービス上に表示・告知した時点より効力を生じるものとし、ユーザは定期的に本規約の最新の内容を確認する義務を負うものとします。
- 2 本規約中、アーティストとクライアントの間の法律関係を定める規定については、同当事者間で別途合意がない限り、会員間取引及び同当事者間の法律関係に適用されるものとします。
- 3 本規約中、アーティストとクライアントの間の法律関係を定める規定、及びアーティスト又はクライアントと弊社、他の会員又は第三者との法律関係を定める規定については、当該アーティスト及びクライアントは、いずれも、消費者契約法2条2項にいう事業者の立場としてこれに同意するものとします。
- 4 本規約の他、本サービスに関するご利用ガイド及び各種ガイドラインは本規約を構成するものとし、会員が本サービスを利用するときはご利用ガイド及び各種ガイドラインを遵守する義務を負います。

## ◆◆ 第2章 本サービスの利用 ◆◆

### 第1条 本サービスの役割と取引の責任について

- 1 本サービスは音楽活動を通じた仕事をしたい会員と、仕事をお願いしたい会員に向けて、取引の機会と取引に関する情報と機能を提供する個人間または、事業者間の直接取引のサービスです。
- 2 会員が本サービスを利用して行う他の会員との取引は、コンペ方式、プロジェクト方式、指名制作方式、ライブ方式、指名ライブ方式かの種類を問わず、会員同士の直接の事業取引となります。弊社は収納代行、報酬支払代行および案件紹介をするにすぎず、弊社が契約当事者になることは

ありません。

## 第2条 本サービスの利用について

- 1 本サービスは「自分自身で約束をまもる」というユーザの認識を前提にしております。
- 2 会員は仕事の依頼や提案において、正確かつ適切な内容を登録することとします。会員が本サービス内で登録・掲載した仕事・提案（その他本サービス内で発信した事項を含む）に関する一切の責任は、当該会員が負うものとします。
- 3 登録した情報すべてにおいて、その内容の正確性・真実性・最新性など一切について、当該会員が責任を負うものとします。
- 4 登録した情報が真実に反する場合、又は会員規約第3章6条の禁止事項に該当する場合は、弊社は予告なくデータを削除することがあります。ただしこれらのことは、弊社が削除の義務を負っていること、又は登録された情報が真実に反していないことを保証する義務を負っていることの意味もありません
- 5 会員は仕事依頼の登録や提案の登録において、登録内容を明確にする必要があります。「詳細はこちらまでご連絡下さい。」などと本サービス外へ誘導する行為を行ってはなりません。
- 6 会員はクライアントが依頼する内容と、直接関係のない提案やファイルのアップロードを行ってはなりません。
- 7 会員が「本人確認サービス」の提供を受ける場合、虚偽・偽造・変造又は誤認を与える資料を提出しないものとします。

## 第3条 本サービス水準等の非保証等

- 1 弊社は本サービス内で会員から出された仕事や提案その他一切の情報に関する内容・品質・正確性・適法性（以下、知的財産権や他人の権利非侵害を含む）・有用性・信憑性などは確認せず、確認の義務を負わず、かつ何ら保証しません。
- 2 弊社は本サービス内において弊社が提供するコンテンツその他一切の情報の内容・品質・正確性・適法性・有用性・信憑性などについて、一切保証をせず、一切責任を負いません。
- 3 本サービスの本人確認では、弊社はあくまでも登録情報との合致を確認するだけであって、本人確認済み会員であっても、弊社は、その存在、責任能力、提案にかかる業務遂行能力、会員連絡先情報の正確性、その他の能力の有無等を一切保証せず、一切責任を負いません。
- 4 本サービスの認定アーティスト検索では、弊社はあくまでもアーティスト検索の機能を提供するだけであって、認定アーティストであっても、アーティストとしてのスキル、提案にかかる業務遂行能力等の能力の有無等を一切保証せず、一切責任を負いません。
- 5 前各項のほか、弊社は、サービスの内容・品質・水準、サービスの安定的な提供、サービスの利用に伴う結果などについては、一切保証しません。本サービス提供における、不正確、不適切、不明瞭な内容、表現、行為などにより、会員及び第三者に対して直接的又は間接的な損害が生じた場合であっても、故意・過失の有無にかかわらず、弊社は、当該損害について一切責任を負いません。また、弊社は、ユーザに対して、アドバイス

を行ったり情報提供を行ったりすることはありますが、アドバイスや情報提供の正確性、有用性、又はユーザの望む結果の実現に対して責任を負うものではありません。

#### 第4条 本サービスの利用料に関する事項

- 1 本サービスは、会員登録、検索は無料をご利用いただけます。以下の場合、利用手数料をお支払い頂きます。なお、会員同士が取引する金額や以下の利用手数料については、別段の定めがない限り、すべて消費税が含まれるものとします。

##### (1) 案件成約時のシステム利用手数料

###### ① コンペ方式

クライアントが募集した仕事案件に対し、アーティストからの提案があり、その案件が成立した場合。

###### ② プロジェクト方式、指名制作方式

クライアントが、選定したアーティストからの納品物の検収が終わり、その案件が完了した場合。

###### ③ ライブ方式、指名ライブ方式

クライアントが選定したアーティストによる実演が終わり、完了報告を受けてその案件が完了した場合。

上記の時、クライアントは、弊社に対しクライアントからアーティストへ支払われる報酬のうち、金額によって報酬の5%~20%を以下に定める通り、システム利用手数料としてお支払い頂きます。

- A. 金額の内、20万を超える金額に対しては、5%の利用手数料
- B. 金額の内、10万超から20万円以下の金額に対しては、10%の利用手数料
- C. 金額の内、10万以下の金額に対しては、20%の利用手数料

##### (2) コンペ方式のキャンセル手数料

- ① コンペ方式においてクライアントからは、提案が1件以上ある案件をクライアントが取消を行った場合に、クライアントは弊社に対し、



以下に定めるキャンセル時の提案数によって、依頼金額の 20%～50%をキャンセル手数料としてご負担頂きます。  
無料キャンセルを行うことが出来るのは、提案が 0 件の場合となります。

- A. 提案数が 0 件の場合は、キャンセル手数料無料
- B. 提案数が 1 件以上 5 件未満の場合は、20%のキャンセル手数料
- C. 提案数が 5 件以上 10 件未満の場合は、30%のキャンセル手数料
- D. 提案数が 10 件以上 15 件未満の場合は、40%のキャンセル手数料
- E. 提案数が 15 以上の場合は、50%のキャンセル手数料
- F. 提案数が 1 件以上あり、選定期日を過ぎるまでに提案の確定を行わなかった場合は、100%のキャンセル手数料

② 前号にかかわらず、本規約の会員規約第 3 章 6 条等に違反する「提案のみ」がなされた案件をキャンセルする場合、キャンセル手数料は必要ありませんが、本規約の会員規約第 3 章 6 条に違反する提案のみがなされたことの立証はクライアントが行うものとします。弊社は、当該キャンセル後 1 週間以内にクライアントからこの立証がないと認められるときは、キャンセル手数料を徴収出来るものとします。

③ キャンセル時の提案数が、参加報酬の合計件数に満たない場合は、依頼金額の内、不足する参加報酬相当金額も合算してキャンセル手数料を算出するものとします。

④ キャンセル手数料のうち、依頼金額に対する 10%に相当する金額を除いた額は、弊社から提案をしたアーティスト全員に均等に分割し参加報酬として支払うものとし（ただし、1 円未満は切り捨て）、参加報酬のうち分割の結果生じる 1 円未満の総額については、又は参加報酬自体が 1 円未満の場合は、クライアントに支払うものとします。

### (3) プロジェクト方式、指名制作方式のキャンセル手数料

① プロジェクト方式において、クライアントがアーティストの提案を選定し、作業に対する仮入金後、作業開始指示を行った依頼をクライアントがキャンセルをした場合、

$$\text{キャンセル手数料} = (\text{報酬金額} / (\text{アーティスト提示の製作日数}) \times \text{経過日数}$$

をキャンセル手数料としてご負担頂きます。

なお当該キャンセル後 1 週間以内に、キャンセルに至った理由が以下の条項に当てはまるとクライアントから立証された場合のみ、キ

キャンセル手数料は発生しません。またアーティスト側に会員規約第3章6条に違反があった場合はアーティスト側のキャンセルとして取り扱うものとします。

- A. アーティスト側の納期遅れ
- B. アーティスト側の会員規約第3章6条に違反する内容が含まれていた場合

② 指名制作方式において、クライアントがアーティストの提案を選定し、作業に対する仮入金後、作業開始指示を行った依頼をクライアントがキャンセルをした場合、

$$\text{キャンセル手数料} = (\text{報酬金額} / (\text{クライアント提示の希望製作日数}) \times \text{経過日数}$$

をキャンセル手数料としてご負担頂きます。

なお当該キャンセル後1週間以内に、キャンセルに至った理由が以下の条項に当てはまるとクライアントから立証された場合のみ、キャンセル手数料は発生しません。またアーティスト側に会員規約第3章6条に違反があった場合はアーティスト側のキャンセルとして取り扱うものとします。

- A. アーティスト側の納期遅れ
- B. アーティスト側の会員規約第3章6条に違反する内容が含まれていた場合

③ プロジェクト方式、指名制作方式において、クライアントから選定されたアーティストが依頼のキャンセルをした場合

- ・ クライアントへの仮入金はチャージへ組戻し
- ・ アーティストのキャンセル保証金全額をキャンセル手数料として徴収

となります。

なお、当該キャンセル後1週間以内に、キャンセルに至った理由が以下の条項に当てはまるとアーティスト側から立証された場合、又はアーティストの責に問えない場合は、キャンセル手数料は発生しません。またクライアント側に以下の項目が当てはまる場合、クライアント

側のキャンセルとして取り扱うものとします。

- A. クライアント側の依頼内容と明らかに異なる作業や重複した作業指示
- B. クライアント側の依頼内容と明らかに異なる追加注文指示
- C. クライアント側の合理的な理由が無い納品物受取拒否
- D. クライアント側の会員規約第3章6条に違反する内容が含まれていた場合

(4) ライブ方式、指名ライブ方式のキャンセル手数料

① ライブ方式、指名ライブ方式において、実施予定のライブをクライアントが取り消した場合に、クライアントは弊社に対し、以下に定める通り、キャンセル手数料としてご負担頂きます。

- A. ライブ開催の14日以前の場合は、キャンセル手数料なし
- B. ライブ開催の6～13日以前の場合は、25%のキャンセル手数料
- C. ライブ開催の2～5日以前の場合は、50%のキャンセル手数料
- D. ライブ開催の前日の場合は、75%のキャンセル手数料
- E. ライブ開催の当日の場合は、100%のキャンセル手数料

② ライブ方式、指名ライブ方式において、実施予定のライブをアーティストが自身の責に帰するキャンセルを行う場合は、

- ・クライアントへの仮入金は組戻し
- ・アーティストのキャンセル保証金全額をキャンセル手数料として徴収

となります。

2 キャンセルを行った時のシステム手数料については、第2章4条1項1号に記載がある手数料ではなく、第2章4条の各項に記載されたキャンセル手数料の10%をシステム利用手数料としてご負担いただきます。

3 ご利用にかかる料金は、コンペ方式、プロジェクト方式、指名制作方式、ライブ方式、指名ライブ方式により、かつ本規約の条件に従い、弊社指定口座へのお振込によりチャージ頂き、チャージから仮入金致します。ただし、弊社は個別の案件について臨時支払い方法を制限出来るものとします。また、成約時のシステム利用手数料については、クライアントからアーティストに報酬が支払われると同時に、クライアントから弊社に支払われること、その支払方法は、クライアントがチャージしていた金員から、仮入金を行う金員にシステム利用手数料を上乗せすることによることに同意するものとします。なお、弊社からクライアント又はアーティストに支払い・返金等をする場合は、日本国内の銀行に対してのみ行える

ものとし、振込手数料はクライアント又は、アーティストが負担するものとしします。

- 4 アーティストが案件に対し提案若しくは応募を行う際、アーティストは弊社へキャンセル保証金を支払うものとしします。
  - (1) キャンセル保証金はアーティストの責に帰する案件のキャンセルが行われた場合に、違反金として徴収されることを同意するものとしします。また案件に対する提案若しくは応募はキャンセル保証金が支払われていることが前提となります。
  - (2) キャンセル保証金はアーティストの退会時に弊社より返金致します。

### ◆◆ 第3章 会員間取引・法律関連 ◆◆

#### 第1条 会員間取引の原則

- 1 コンペ方式、プロジェクト方式、指名制作方式、ライブ方式、指名ライブ方式の如何にかかわらず双方の会員は成立した契約に従って会員間取引を完了する義務があります。会員間取引で発生する各種作業・連絡・法的義務の履行・トラブル対処等については、会員同士で行うものとしします。
- 2 弊社は、会員間取引に関する一切の事項について、一切責任を負わないものとしします。
- 3 コンペ方式、プロジェクト方式、指名制作方式、ライブ方式、指名ライブ方式の如何にかかわらず、本サービスを利用してクライアントとアーティスト間に成立する契約をいかなる意味でも雇用契約又は類似の労働契約とはしないものとし、これがいかなる契約の形式による場合であっても、コンペ方式、プロジェクト方式、指名制作方式の場合、クライアントは当該契約に基づくアーティストによる業務遂行の場所及び時間について指定又は管理することによって拘束したり、業務内容及び遂行方法について業務委託に必要な限界を超えて指揮命令してはならず、これらに反する内容でのクライアントとアーティスト間の定めは無効とします。
- 4 ライブ方式、指名ライブ方式の場合、クライアントによって作成された案件に対して、アーティストは当該契約に基づく業務遂行に必要な限界を超えて指揮命令してはならず、これに反する内容でのクライアントとアーティスト間の定めは無効とします。
- 5 本条第3項、第4項は本規約第1章2条2項、第3章2条2項、第3章3条2項、その他本規約のいかなる規定にも関わらず、クライアントとアーティスト間のいかなる合意にも優先して適用されます。

#### 第2条 コンペ方式の会員間取引

- 1 クライアントがコンペ方式で依頼する場合、クライアントは募集期間開始日までに、弊社に対して依頼金額及びシステム手数料を含む金額を弊社

指定口座への振込によりチャージし、チャージから仮入金します。

- 2 コンペ方式の場合、アーティストの当選確定時点で、クライアントと当選したアーティストの間に契約が成立します。この場合の契約は当該クライアントとアーティスト間での特別な合意がない限り、クライアントが選択した成果物の著作権などすべての譲渡可能な権利（著作権法 27 条及び 28 条の権利を含みます。）の譲渡契約とします。
- 3 前項の契約成立時点で、その成果物の譲渡可能なすべての権利（著作権法 27 条及び 28 条の権利を含みます。）はアーティストからクライアントに譲渡されるものとします。その対価としてアーティストは報酬を受け取るものとします。
- 4 クライアントは、第 2 項に基づき選択しようとする成果物につき、アーティストに対する変更又は修正を望む時、成果物の納品形態若しくはファイル形式、著作権その他の権利内容、若しくはその他の事項につき確認を望む時は、第 2 項の当選確定時の前までに行うものとします。クライアントは当選確定後、アーティストの同意がない限りこれらの修正又は確認等を求める権利を有さないものとします。
- 5 弊社は以下の各号のいずれかに該当する場合には、クライアントに対し、第 1 項の仮入金額をチャージに組戻すものとします。
  - (1) アーティストが会員規約第 3 章 6 条に違反する行為を行った応募だけが存在し、それを申告し、立証された場合
  - (2) クライアントが自身の責に帰さない、キャンセルを行った場合
- 6 当選確定の時点でアーティストに対する報酬請求権が発生するものとします。この場合、弊社はクライアントより仮入金された金員に対して、速やかに決済完了手続きに着手するものとします。
- 7 当選確定はクライアントが案件作成時に定めた募集期日から 3 週間（21 日）以内に行うものとします。この日時を経過しても、当選確定を行わない場合、第 2 章 4 条 2 項に従い、有料キャンセルとすることに同意したものとします。
- 8 第 2 項により当選を受けなかった会員は、弊社及びクライアントに対し何ら責任追求及び保証を求めることは出来ません。

### 第 3 条 プロジェクト方式の会員間取引

- 1 クライアントがプロジェクト方式で依頼する場合、クライアントはアーティストから提案に対して当選通知があり、かつ当該アーティストはこれに承認を行うことで、クライアントに承認通知が到達した時に、会員間の契約が成立するものとします。
- 2 第 1 項に対して成立する契約は、クライアントが該当プロジェクトの遂行を委託し、アーティストが受託する業務委託契約とします。委託業務に関する内容・納期・金額は、第 1 項の当選したアーティスト提案内容に基づき決定されるものとします。（以下会員間取引において、このような種類の契約を単に「業務委託契約」と記載する。）
- 3 第 1 項の契約成立前においては、会員間でなされるプロジェクト内容・納期・金額・費用等に関する会員間のやりとり（見積り提示、サンプル作成等を含む）によって会員間において、契約を締結する義務が生じることはなく、当選を受けなかった会員が弊社及びクライアントに対し、何ら

責任追求又は補償をもとめることは出来ないものとします。

- 4 契約成立後、クライアントとアーティストは、本サービス上のメッセージ等を使用しプロジェクトに関する直接連絡が可能にするよう務めるものとします。両者は成立した契約の詳細な項目につき相互に協議の上、書面で契約を締結するなど、相互の法律関係につき合意をなすよう努力するものとし、合意がないために生じるトラブル又は紛争については、弊社は何ら責任を負いません。
- 5 作業着手及び報酬について
  - (1) クライアントは、プロジェクトの個々の計画に対してアーティストが着手する前に、第3章に従い料金のお支払い手続きを行い、チャージ仮入金の手続きを行うものとします。仮入金の手続き遅延が発生した場合は、案件のキャンセルとなります。また仮入金手続き遅延によるプロジェクトの遅延については、アーティストは責任を負わないものとします。
  - (2) アーティストは、プロジェクトの業務終了後、クライアントに対し弊社所定の手続きで完了報告をなし、クライアントは弊社所定の期間内に、これを検収するものとし、検収完了後、弊社所定の手続きによって支払いを確定するものとします。支払確定手続き後についての決済に関しては、第3章2条6項を準用するものとします。
  - (3) プロジェクトの成果物の譲渡可能なすべての権利（著作権法第27条、28条の権利を含みます。）は、個々の計画の成果物ごとに、支払確定時にアーティストから、クライアントに譲渡されるものとします。その対価はアーティストが受けとる報酬に含まれるものとします。
  - (4) 第1項に基づく契約成立後は、契約の解除は出来ないものとし、以下の理由で解除を行う場合を除き、第2章4条を準用しキャンセル手数料が発生するものとします。
    - ① アーティストに会員規約第3章6条に違反する行為が有った場合。
    - ② 契約を交わしたクライアント及びアーティストのどちらかに、自身の責に帰さないやむを得ない場合。

#### 第4条 指名制作方式の会員間取引

- 1 クライアントが特定のアーティストに仕事を依頼する場合、アーティストはクライアントからの依頼内容に対する打診を確認し、アーティストがこの依頼に対して承諾し、クライアントに承認通知が到達した時に、会員間の契約が成立するものとします。
- 2 第1項以外については、第3章3条2項から5項までを準用するものとします。

#### 第5条 ライブ方式の会員間取引

- 1 クライアントがライブ方式で仕事を依頼する場合、クライアントが作成した案件に対しアーティストは応募を行い、クライアントは応募の中からアーティストを選定し、アーティストには選定通知があり、かつ該当のアーティストはこれに承諾することで、クライアントに承認通知が到着し

たときに、会員間の契約が成立するものとします。

- 2 第1項に対して成立する契約は、クライアントが該当ライブの演奏を委託し、アーティストが受託する業務委託契約とします。委託業務に関する演奏時期・内容・金額は、前項の承認通知に示された内容とします。
- 3 第1項の契約前においては、会員間でなされるライブの内容、時期、金額、費用、指定楽曲等に関する会員間のやりとりにおいて、契約を締結する義務が発生することはなく、選定を受けなかった会員が、弊社及びクライアントに対し、何らの責任追及又は補償をもとめることはできないものとします。
- 4 ライブで使用される、楽曲に対しての著作権利用料の支払いについてはクライアント側で個別に著作権等管理事業法の仲介業務を行う団体への支払いを行うものとし、ライブ案件に対する報酬にこの金額を含めないものとします。
- 5 ライブで使用される楽曲に対して、著作権利用料の支払いが必要な楽曲がある場合は、アーティストからクライアントに対して承認通知後速やかに報告するものとします。
- 6 ライブで使用される楽曲が、アーティスト個人のオリジナル楽曲の場合、楽曲に対しての著作権利用料は案件の依頼金額に含むものとし、別途請求は行わない。

## 第6条 指名ライブ方式の会員間取引

- 1 クライアントが特定のアーティストにライブ案件を依頼する場合、アーティストはクライアントからの依頼内容に対する打診を確認し、アーティストがこの依頼に対して承諾し、クライアントに承諾通知が到着した時に、会員間の契約が成立するものとします。
- 2 第1項以外については、本章第5条2項から5項までを準用するものとします。

## 第7条 保証金に対する特則

- 1 保証金はユーザが、クライアントが作成する案件に応募・提案するために、弊社指定の口座へ入金し、弊社との取引保証金として預かるものとします。
- 2 保証金はユーザが自身の責における案件のキャンセル及びクライアントからの一定量の違反通告などがあった場合、会員規約第3章6条に対す

- る違反行為とみなし、保証金を没収するものとします。また没収されたことについては会員登録時のメールアドレスに通知するものとします。
- 3 保証金の返金は、退会時のみとします。ただし前項に記載された没収がおこなわれた場合はその限りではありません。
  - 4 保証金は無利息とします。
  - 5 保証金を没収されたユーザは、再度保証金を充当するまでは案件に対する応募・提案は出来ないものとします。
  - 6 保証金を充当したユーザに対してのスキル・提案にかかる業務遂行能力の有無等を一切保証するものではありません。

## 第8条 成果物に対する著作権の取扱

- 1 本サービスで会員が作成したプロフィールやアーティストが提案した成果物の著作権等（著作権法第27条、28条を含む）の権利は、会員間取引によって譲渡されない限り、作成した会員自身に帰属するものとします。
- 2 アーティストは、クライアントに納入し権利を譲渡する成果物については、アーティストが著作権その他該当成果物を利用する権限を有していること、並びに、音源など、アーティストが第三者から利用の許諾を受けた音素材などの著作権については、アーティストがクライアントに対し、代替成果物の納入、損害賠償その他の責任を負うものとします。この場合の処理は、クライアントとアーティスト間で直接協議解決するものとし、弊社はいかなる責任も負いません。
- 3 アーティストは、会員間取引によって著作権を譲渡した成果物につき、クライアント又はクライアントの取引先等に対し、著作者人格権を行使しません。

## ◆◆ 第4章 ユーザの責任 ◆◆

### 第1条 原則

ユーザは本プラットフォームで定める会員規約に準ずるものとします。

## ◆◆ 第5章 運営・免責 ◆◆

### 第1条 本サービスの変更・中断・中止・廃止

- 1 弊社は、システム障害及び保守、停電や火災などの天変地異、その他技術上・運営上の理由により、本サービスの提供が困難であると判断した場



合、利用者への事前通知を行わず、本サービスの中断を行う場合があります。

- 2 弊社は 2 週間前までに、会員に電子メールでの通知及び本サービスの提供を行う Web サイト上で告知を行うことにより、本サービスの停止及び終了を行うことができるものとします。
- 3 弊社は、本条に基づき弊社が行った措置に基づき利用者に生じた損害について一切の責任を負いません。

## 第 2 条 業務委託に関する法令の遵守

- 1 会員は本サービスにおける会員間の取引において、以下の法律上の規定、その他業務委託に関する法律を遵守するものとします。
  - (1) 会員間取引によって会員に支払われる報酬について、報酬を受け取る会員が源泉徴収の対象者であるときは、弊社が源泉徴収税の納付、支払調書の交付等を行う。その事務業務に関わる手数料については、第 2 章 4 条に記載されるシステム手数料に含めるものとします。
  - (2) 会員間取引が下請代金支払遅延等防止法の対象となるときは、親事業者となるクライアントは、同法を遵守するものとします。

## 第 3 条 本サービス上の知的財産権

- 1 本サービス上に含まれる画像、文章、工業所有権、ノウハウ、プログラム、著作権その他の知的財産権及びそれらに関連するすべての権利は、弊社に帰属します。
- 2 本サービス上で弊社が作成・提供・掲載する一切の画像、文章、工業所有権、ノウハウ、プログラム等は著作権法、商標法等の法律により保護されています。

## 第 4 条 免責事項

- 1 会員は自身の ID・パスワードの第三者への漏洩、利用者により秘密漏洩、本サービスのシステム不具合や障害・中断やデータの消失・漏洩により生じた不利益・損害等、本サービスの利用によりユーザに生じた一切の不利益・損害について、弊社は一切の責任を負いません。
- 2 会員は、本サービスを利用することにより、他の会員又は第三者に対し不利益・損害を与えた場合、会員は自己の費用と責任においてこれを賠償するものとし、これらの一切の不利益・損害について、弊社は一切責任を負いません。
- 3 会員は本サービスで作成したデータ等については、自己の責任において保存・管理するものとし、本サービスでは、これらのデータ内容について保証しないものとします。
- 4 弊社は、本サービス提供の状態・アクセスの可能性・使用の状態については一切保証しておりません。
- 5 弊社は本サービス上で行われる会員間取引を管理するものではなく、取引によって生じた一切の不利益・損害について一切責任を負いません。
- 6 本サービス上でやりとりされるメッセージや送受信されるファイルに個人情報等が含まれていた場合、それによって会員が被った不利益・損害に

ついて、弊社は一切責任を負いません。

- 7 弊社は、会員の身元の保証をするものではなく、またクライアント又はアーティストが本サービス上で取引を完了することを保証するものでもありません。
- 8 弊社は、コンペ形式においてアーティストが提案した成果物、会員がプロフィールやポートフォリオ等又は電子掲示板に掲載又は投稿した画像、テキスト、プログラム等、本サービス上で会員が作成・登録・提供・掲載・投稿した一切の画像、テキスト、プログラム等について、本サイトの円滑な運営又は本サービスの継続的な提供のために必要な範囲内で、弊社の判断により、変更、切除その他の改変を行うことができるものとし、これらによる一切の不利益・損害について弊社は一切責任を負いません。

## 第5条 著作権侵害の場合の取扱

- 1 万一、本サービス内及び本サービスを利用した会員の成果物において、自身の著作物の著作権が侵害されている場合には、
  - (1) 著作権が適用される国
  - (2) 問題のある本サイト内の URL
  - (3) どのような方法で著作権が侵害されているかの説明
  - (4) ご自身が著作権を保持しており、その権利が侵害されていると思われる著作権の種類
  - (5) ご自身の電子メール
  - (6) ご自身の氏名・住所・電話番号を弊社まで電子メールもしくは郵送で送付ください。
- 2 前項に基づき書面をお送り頂いたとしても、それにより、弊社が何らかの行為を行うことを保証するものではございません。また、郵送頂いた書面は、いかなる場合でもお返すことが出来ません。申出が、裁判所・検察庁もしくは行政機関の命令に基づく場合には、命令に応じた対処をするものとします。
- 3 本条第2項に定める侵害に関する紛争は当事者間で解決するものとし、当該トラブルにより弊社が損害を被った場合は、当事者と連帯して当該損害の賠償を求めるものとします。
- 4 著作権以外の権利の侵害については、本条に準じて取り扱うものとします。

## ◆◆ 第6章 個人情報の保護 ◆◆

## 第1条 個人情報の収集目的

弊社は、個人情報及びそれに類する情報を『プライバシーポリシー』に基づき、適切に扱うものとします。

## ◆◆ 第7章 その他 ◆◆

### 第1条 通知又は連絡

ユーザへの通知又は連絡が必要な場合には、メール又は郵送を用いて行います。ユーザが、弊社に対し連絡が必要であると判断した場合には、メール又は郵便を用いて連絡を行うものとします。弊社では、弊社が特に必要と認めた場合を除き電話・来訪によるご連絡は受け付けておりません。

### 第2条 準拠法・管轄裁判所

- 1 本利用規約は日本法に基づき解釈されるものとし、本利用規約の一部が無効な場合でも適用可能な項目については効力があるものとします。
- 2 本サービスに関連して訴訟等の必要が生じた場合には、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(以下余白)

平成30年9月14日 制定

平成31年4月1日 変更・施行